

阿賀野市規則第 38 号

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年阿賀野市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

(14) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校又は義務教育学校の前期課程就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における 5 日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間
--	---

」

を

「

(14) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校又は義務教育学校の前期課程就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員	当該期間内における 5 日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間
--	---

が、これらの子の養育のため勤務 しないことが相当であると認めら れるとき	
--	--

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、令和４年１０月１日から適用する。